平成２１年（フ）第３０３号
北海道帯広市西10条北６丁目７番地４　ふれあい北帯広２
債務者　島　　昌子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５号
北海道帯広市西23条南２丁目11番地34
債務者　坪川はつみ
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第３６５１号
神奈川県大和市福田８丁目27番地23
債務者　矢萩　慶太
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９号
東京都立川市富士見町２丁目23番17号
債務者　西牧　　正
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０２１３号
大阪府八尾市小阪合町３丁目５番７号
債務者　矢野　雅美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３８号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番11―102号
債務者　水浦クニ子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８３８号
静岡市葵区瀬名３丁目43番12―101号
債務者　海野　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後３時10分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９６３号
静岡県島田市大柳395番地の３
債務者　中村　妙子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９８１号
静岡県藤枝市本郷4459番地、旧住所川崎市川崎区貝塚１丁目１番５―505号　ヒロビレッジ
債務者　向島　邦浩
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９９８号
静岡県藤枝市藤岡３丁目13番14号、旧住所静岡県藤枝市清里２丁目28番地の２
債務者　横田　時子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前９時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１００８号
静岡県静岡市清水区南矢部659番地の３
債務者　中澤　勝美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９号
静岡市駿河区広野１丁目10番36―305号、旧住所静岡市駿河区中田本町６番27号　バーディハイツ103号
債務者　小林　順子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２００号
岡山県津山市野介代500番地７
債務者　阿部　一樹
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第４２７号
広島県福山市春日町６丁目10番15号　クレセント春日Ｂ―202、旧住所広島県福山市春日町１丁目12番15号
債務者　石原　政彦
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２７２号
山口県周南市大字湯野27番地　医療法人社団生和会周南リハビリ元気村、住民票上の住所山口県周南市城ヶ丘２丁目７番９号
債務者　西田　史朗
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部